

令和3年 第11回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第11回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年11月22日(月)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年11月22日 午前9時30分				
	閉会	令和3年11月22日 午前11時10分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	×
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	×	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番16番	井久保 久男	席番17番	脇田 廣昭		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	中水		
	主幹兼農地係長	佐々木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	—	9	垣内 りえ子	—
2	竹田 憲男	—	10	立根 重信	—
3	今市 光則	—	11	道山 幸治	—
4	熊野 廉太郎	—	12	脇田 祐二	○
5	原田 純一	—	13	春田 豊美	—
6	田尾 昭三	—	14	中之内 瑞穂	○
7	坪田 則義	—	15	工藤 雅彦	—
8	池袋 良子	—	16	山下 直樹	—

<p>会議に付した  事 件</p>	<p>議案第 88 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  議案第 89 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について  議案第 90 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  議案第 91 号 農地転用事業計画の変更申請の承認について  議案第 92 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 93 号 非農地証明願の承認について  議案第 94 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について  議案第 95 号 農用地利用集積計画決定について  議案第 96 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に  ついて</p>
----------------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和3年第11回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。上野委員と福岡 裕幸委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。それでは、志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番16番、井久保委員と、席番17番、脇田廣昭委員を指名いたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇 茂樹委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇茂樹	<p>9月の総会で依頼のありましたあっせんが成立致しましたので報告します。4ページのあっせん成立資料25番です。所在地・地目等は資料のとおりであります。場所は、伊崎田にあるコンビニセブンイレブンから東へ3kmほど行くと伊崎田中野集落に入ります。その最初のYの字の三叉路を左折し200m入ったところの右側に2筆ともあります。譲受者は有明町伊崎田団地にお住まいの〇〇さんです。農機具等は、トラクター1台・軽トラ2台・管理機1台を保有されています。〇〇さん宅から車で約5・6分の距離にあります。あっせん価格は畑2筆で総額600,000円でした。あっせん委員は、中之内委員と私宮脇です。以上報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、井久保委員の報告をお願いします。
委員	井久保	<p>あっせん活動の報告を行います。令和3年4月の定例総会で受けました農地等のあっせんです。小作契約の合意解約を巡りあっせん活動中断としておりましたが、10月末合意解約の時期が到来しあっせん活動再開いたしました。10月末では6月に成立見込みの茶畑の状況と現在のお茶畑の状況とで相互の価値観に違いが生じていました。あっせん依頼人と前回購入を検討していただいた法人との間の値段を行いました。うまく進みませんでした。先の法人代表の承諾を得て現在茶畑の賃貸借をしている〇〇の法人代表に再度購入依頼を行いましたところ、あっせん成立の運びとなりました。</p> <p>4ページのあっせん成立資料番号26番をご覧ください。譲渡人は、神奈川県相模原市南区相南〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、代理人志布志帖佐野集落にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田</p>

		<p>〇〇番地にあります有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。あっせん農地はあっせん成立資料に記載されている通りで、場所は志布志市役所本庁前の国道 220 号を串間方面へ向かい、約 2.2 km のところの右手に志布志昭和自動車学校がありますが、そこを更に 100m 進み左折し夏井陣岳区の外牧集落方面へ約 80m 行きすぐに右折、農道をさらに 80m 進んだ左手の茶畑が大原 7246 番地の畑です。国道 220 号線から外牧集落方面へ約 450m 進み 4 差路を左折し、道なりに約 400m 進んだ左手の茶畑が南中尾 7387 番 1 の畑です。あっせん価格は総額で 1,600,000 円でした。あっせん委員は谷宮委員と私井久保でした。以上です。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、山下 昭一委員の報告をお願いします。
委員	山下昭一	10 月の総会で依頼のありました〇〇さん分のあっせんが成立致しましたので報告します。4 ページのあっせん成立資料番号 27 番です。所在地・地目・面積等は資料のとおりです。場所は県道柿ノ木・志布志にある尾野見郵便局より志布志方面へ 30m 行き有野集落へ 800m 行き、更に右へ道なりに 300m 行った右側です。譲受者は有明町蓬原〇〇番地の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。株式会社〇〇は、お茶の栽培と委託製造販売をしております。農機具は、摘採機 3 台・防除機 2 台・それにトラックを数台所有しているとのことでした。株式会社〇〇は、松山町泰野にも営業所がありますが、その営業所より車で 5 分の所にあっせんの農地はあります。あっせん価格はお茶畑 2,703 m <sup>2</sup> 10 アールあたり 250,000 円で総額 675,000 円でした。あっせん成立日は 11 月 3 日、あっせん委員は池袋委員と私山下です。以上で報告終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、隈元委員の報告を 2 件、一緒をお願いします。
委員	隈元	10 月の総会で依頼のありました番号 28 番の〇〇さんの分 29 番〇〇さんの分を併せて報告いたします。資料 4 ページの あっせん成立 28 番〇〇さん分から説明いたします。在地・地目等は資料のとおりです。場所は県道塗木・大隅線沿いに宮下公民館がありますが、その先から左へ市道神園・大谷線に入り 500m 先を左へ 1,100m 行ったところの左側下の田です。譲受者は松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん 73 歳です。現在水稻 20 アール甘藷 380 アールを栽培しており、農機具はトラクター 3 台・ハーベスター 1 台・バインダー 1 台・軽トラ 1 台を保有されています。〇〇さん宅からは車で 5

		<p>分の距離にあります。あっせん価格は田 1,358 m<sup>2</sup> 10 アールあたり 110,000 円総額 150,000 円でした。あっせん委員は池袋委員と隈元でした。</p> <p>次に 29 番〇〇さん分を報告いたします。場所は今報告した 28 番の隣の田です。譲受者・農機具等も先ほど説明と一緒にです。あっせん価格は田 809 m<sup>2</sup> 10 アールあたり 100,000 円総額 80,000 円でした。あっせん委員は池袋委員と隈元でした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、福岡 裕幸委員の 2 件の報告ですが本日欠席です。報告書が届いておりますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局次長	中水	<p>本日欠席の福岡委員に代わって報告いたします。〇〇様分 〇〇様分につきましては、今まだ活動中であるということで引き続き継続でお願いします。という報告を受けております。以上で終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、宮脇 勇委員の報告ををお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>先月 10 月に依頼を受けました〇〇さんの分ですが、11 月 16 日にあっせんが成立しましたので来月には報告ができると思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、柳井委員の報告をお願いします。</p>
委員	柳井	<p>10 月の総会で依頼ありました〇〇さんのあっせん活動の報告をします。2 名あっせんの依頼をしたところ、1 人が良いよって言われまして来月には報告する予定であります。以上</p>
議長	萩迫	<p>次に、私の関係分について、報告します。</p> <p>10 月 19 日、農業者年金加入推進特別研修が鹿児島市で行われました。</p> <p>10 月 25 日、農地所有適格法人適格要件届出書に伴う現地調査を曾於市 1 件行いました。</p> <p>11 月 1 日、令和 3 年鹿児島県下農業委員会連絡協議会が 2 年ぶりに日置市にて行なわれ局長と出席しました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 88 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、10 件の申請でございます。まずは、6 ページ、番号 122 番を審議いたします。番号 122 番と番号 123 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。それでは、井久保委員の説明を 2 件いっしょにお願いします。</p>
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました議案 88 号番号 122 及び 123 を報告いたします。</p>

まずは、番号 122 の譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん 85 歳です。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇大原集落にお住まいの〇〇さん 85 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 63 号線志布志・福山線の大原交差点から市道町原・弓場ケ尾線を南西方向に向かいますと山田水産のうなぎの駅がありますが、その直前の手前の公衆道路を左折して進入しますと約 150m ほどの左手の農地です。現在何も作付けされておりました。その畑の隣接の畑と尖堀 1221 番 1 1,042 m<sup>2</sup>及び尖堀 1221 番 2 943 m<sup>2</sup>は〇〇さんが所有する畑でした。譲受人宅からは約 1.2km 車で 3 分から 5 分の距離です。次に番号 123 は賃貸借になります。貸付人は、兵庫県神戸市須磨区横尾〇丁目〇〇番地の〇〇号棟〇〇号にお住まいの〇〇さん 87 歳です。譲受人は、先ほど番号 122 と同じく〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、山宮神社駐車場から市道町原線を町原交差点方面へ約 450m ほど進み上り坂を上り終えた四差路を左折、市道久保線を約 450 m ほど北上した道路右側の畑です。現在甘藷が植え付けられており収穫はまだされておりました。借受人宅からは約 1.2 km 車で 3 ないし 5 分の距離です。〇〇さんは、宝満寺の住職ですが農業を兼業とされております。〇〇さんは妻と二人で甘藷を主に栽培されており、申請地にも甘藷を作付けするとのことでした。トラクター 1 台を保有されております。農作業従事日数は 2 人とも 150 日以上であります。また権利取得後の農地面積は、5,675 m<sup>2</sup>となります。

以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。まずは、番号 122 につきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長 萩迫

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めまます。次に、123 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。



会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 124 番を審議いたします。吉野委員の説 明をお願いします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号 124 を報告いたします。譲渡人は、宮崎県 宮崎市佐土原町下那珂〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布 志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載さ れている通りです。ここの場所ですが、カイコー生コン昔の志布志生コンの 南側市道を挟んで益田製麺がございします。その斜め向かい側になります。こ の隣に本人宅がございします。〇〇さんは、夫婦できゅうりを主に栽培されて おり、ここもきゅうりを作付けするところですがすぐそこでハウスを建てる準備 がされておったところでございます。トラクター 1 台・耕運機 1 台・管理機 1 台を所有されております。以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号に は該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障 はないと思われまます。規模拡大の申請でございます。終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7 ページ、番号 125 番を審議いたします。宮 脇 茂樹委員の説明をお願いします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号 125 を報告いたします。譲渡人は、曾於市 大隅町月野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明 町伊崎田〇〇番地にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請 地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 63 号志布 志・福山線の伊崎田にあるコンビニセブンイレブンから志布志方面へ向かい 2.4 km 行きますとゴルフ練習場があり、そこからまた 300m 進み右折し 700 m 進むと JR の元線路の後の道路に出ます。その線路後の道路を志布志方面 に 800m ほど行った右側にあります。本人宅からは 700m の所にあります。

		<p>株式会社〇〇は、農地所有適格法人で代表者と家族 3 人従業員 10 人でお茶としきみを栽培しており、申請地にもしきみを作付けする予定とのことです。また、摘採機 3 台・防除機 3 台・管理機 1 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 126 番を審議いたします。同じく、宮脇 茂樹委員の説明をお願いします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号 126 を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 63 号志布志・福山線の伊崎田にありますコンビニセブンイレブンから志布志方面へ向かい 700m 行きますと、左に蕎麦屋の三七十庵がありますがそこを右折し 50m 行ったところの右側にあります。本人宅のすぐ隣になります。〇〇さんは団体職員ではありますが、奥さんと二人で水稲と牛一頭飼っておられます。申請地には牛の飼料を作付けすることです。またトラクター 2 台・耕運機 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 127 番を審議いたします。立迫委員の

<p>委員 立迫</p>	<p>説明をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 127 を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地〇の曲瀬集落にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく曲瀬集落にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。相手方の要望と規模拡大になります。申請地の場所は、伊崎田の字尾にあります有明北インターのところを岩川方面に 1km 進み、そこを左折し 500m 行った所になります。譲受人宅からは徒歩 2 分のところにあります。〇〇さんは、息子さん二人と林業と畑作で主に甘藷を栽培しておられ、申請地にも甘藷と夏そばを付けされるとのことです。また、トラクター 1 台・運搬機 2 台・軽トラ 1 台・2 トン 車 1 台を保有されておりました。今回農地を譲ってもらう土地の隣が自作地でした。3 条を申し込みに来られた時、事務局が確認に行った際、荒れ地になっていましたので整地するように指導を受けられ確約書を提出されています。今回、私の方で確認と本人面接をしたところ、綺麗に整地されてすぐにでも農地として活用できる状態でしたが、一部に古い牛舎が木の中に立っていましたので、転用か非農地証明の申請を行うよう指導しました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めまます。次に、8 ページ、番号 128 番を審議いたします。</p>
<p>委員 吉野</p>	<p>吉野委員の説明をお願いします。</p>
<p>委員 吉野</p>	<p>会長より依頼のありました番号 128 を報告いたします。譲渡人は、大阪府門真市北島町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん 80 歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 70 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所ですが、有明小・中学校の前の市道を南下してまいりますと、ここから野井倉水田というところの田んぼが出てきますが、その 1 番手の左手です。道路脇でございます。右側に野</p>

		<p>瀬電機があるところでは、譲受人宅からは500m以内のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で夫婦で水稲とそばを作付けされて、ここも長年借りて水稲とそばを今もそばが作付けされております。また、トラクター1台・耕運機1台を所有されております。叔母さんからの無償移転でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまゝ。また、周囲の状況からも支障はないと思われまゝ。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。つぎに、番号129番を審議いたします。番号129番と番号130番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、吉野委員の説明を2件いっしょにお願ひします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号129と130を報告いたします。まず、129の譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、尚志館高校のグラウンドの西側の住宅の道路がございませぬが、それを740mぐらい進んで住宅がここまでというところから農道がありますのでそれを北側に進んだ4枚目と6枚目の水田です。今、人参とそばが植え付けされて〇〇さんところから800mぐらいのところへ位置します。続きまして130を報告します。譲渡人は、始良市東餅田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく、〇〇さんです。先ほどの場所と同じところで5枚目の水田になります。左右〇〇さんが耕作されていたところでは、〇〇さんのところが800mのところへあります。〇〇さんは、認定農家で夫婦で水稲・そばの栽培されてますが、〇〇を大きく営業されておられますが、ここは個人名義で購入したいというところでは、トラクター1台・田植え機1台を保有されておられます。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。まずは、番号129につきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、130番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、9ページ、番号131番を審議いたします。限元委員の説明をお願いします。</p>
委員	限元	<p>会長より依頼のありました番号131を報告いたします。譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに津曲精米所がありますが、そこから30mぐらい先に右の市道大野・稲ヶ迫線に入り800m先を右へ300m行った所の左側です。譲受人宅の道路反対側のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり夫婦・従業員1人で生産牛90頭を飼育し水稻75アール飼料555アールを栽培しており申請地にも飼料を作付けする予定とのことでした。また、トラクター3台・トラック・軽トラ3台・飼料作専用のアタッチメントを全て揃えていらっしゃいました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。報告終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第4、議案第88号、農地法第3条の規 定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。 次に日程第5、議案第89号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見 についてを議題といたします。11ページ、番号21番を審議いたします。現 地を調査された、中之内委員の報告をお願いいたします。
委員	中之内	それでは、会長より依頼のありました議案第89号番号21番について報告 いたします。調査日は11月8日 調査員は、吉野委員・安樂委員と私中之 内です。事務局より1名でございました。譲渡人は、市内有明町伊崎田〇〇 の〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、市内有明町伊崎田〇〇 番地〇にお住まいの〇〇さんでございました。立会人もご本人でございまし た。申請地の所在・地目・面積等については、それぞれ議案書及び総会資料 の通りでございます。申請地の場所ですが、セブンイレブン伊崎田店から市 道吉村山之口線を、市役所有明方面に約150m進み左折し農道を50m進ん だ左手となります。除外の目的は、一般住宅でございます。また、排水等につ いては、自然流下としておりますが、隣接の内側にはブロックを積んで勾 配を道路側にとるとのことでございます。申請地の農地区分ですが、高速 道路のインターチェンジから300m以内の農地のため、第3種農地に該当い たします。 以上のことにより、調査員協議の結果農用地より除外してもやむを得ない のではないかと意見の一致を見ました。ご審議方よろしくをお願いいたしま す。終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませ んか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域か らの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第89号、農業振興地域整 備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出

委員	<p>吉野</p> <p>することに決定をいたしました。</p> <p>次に日程第6、議案第90号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。まず、13ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された、吉野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第90号番号7を報告いたします。調査日は11月8日 調査員は安楽委員・中之内委員と私吉野でございます。申請人は、〇〇さんでございます。共同住宅を作るといふことの申請でございます。この場所は、元々山林でございましたけれど、以前造成をされてお茶を植えられていたところでございます。この場所ですが、志布志のグリーンロード沿いに原田の急カーブがございますけれども、急カーブの田原川にかかる金丸橋の東側50m ぐらいのところの市道を真北に進んだ右手にございます。周りは全部山ということでございますけれども、ここは元々畑になっておりましたので側溝はございません。排水については、道路沿いにトラフを入れて下の下水に流すということで、周りがすべて山のような状態でございます。市道より20m 奥に進んだところでございます。農地の区分は第2種農地になります。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。以上報告終わります。</p>
議長	<p>萩迫</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	<p>委員</p> <p>(会場 なし)</p>
議長	<p>萩迫</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	<p>委員</p> <p>(会場 異議なし)</p>
議長	<p>萩迫</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第90号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに 決定をいたしました。</p> <p>次に日程第7、議案第91号、農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。まずは、15ページ、番号4番を審議いたします。現地を調査された、安楽委員の報告をお願いいたします。</p> <p>委員 安楽</p> <p>会長より依頼のありました議案第91号番号4について報告いたします。調査日は、11月8日 調査員は、吉野委員・中之内委員と私安楽とそれか</p>

		<p>ら事務局より1名の同行がありました。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 〇〇さん 〇〇さん3名です。譲受人は、大崎町菱田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。総会資料が11ページから13ページになります。場所は、田尾橋から市道田尾・押切線を南へ450m進み右折し農道を40m進んだ右手にします。申請地は、農用地区域内農地のため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、一時転用は許可となっております。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、事業計画変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、16 ページ、番号5番を審議いたします。現地を調査された、神宮司委員の 報告をお願いいたします。
委員	神宮司	<p>議案第91号番号5について報告いたします。調査日は、11月8日 調査員は、宮脇 勇委員・脇田委員と私神宮司と事務局より2名の同行がありました。申請人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料の14ページから18ページの通りです。場所は、市道町原・弓場ケ尾線沿いにあるファミリーマート前交差点を港方向へ150mほど進みパーラーモナコの大きな看板の前を左折東側に100m進んだ左側に位置します。今回の事業計画変更は、当初計画6棟のうち3棟完成しておりました分筆の際に7区画に分筆した結果当初の計画に戻すことが出来ないのので計画を変更しますとのことです。始末書が添付されております。申請地の区分は10ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途地域内の区域からおおむね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないと</p>



議長	萩迫	<p>の意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、17 ページ、番号6番を審議いたします。現地を調査された、宮脇 勇委員の 報告をお願ひいたします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>議案第91号番号6について報告いたします。調査日は、11月8日 調査員は、神宮司委員・脇田委員と私宮脇です。総会資料は19ページから23ページです。申請人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所は、市道町原・弓場ケ尾線を港方向から北方向へ向かい、志布志塵芥サービス手前の交差点を左折しおよそ120m先を右折およそ50m 進んだ左側にあります。今回の事業計画変更は、当初4区画の予定でしたが分筆をする際、土地の形状に配慮した結果6区画にした結果です。始末書が添付されております。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
委員	坂中	<p>今回の〇〇の関係の事業計画変更は約6件ですかね。上がってきてるんですけど、平成29年4月許可申請をして令和3年今頃になって事業計画変更ということは何か理由があるのですか。</p>
議長	萩迫	<p>協議会に移ります。</p> <p>本会議に返します。</p>
農地係長	圖師	<p>今回、新たなる申請を提出するにあたり、今までの許可申請の完了報告が</p>

		提出されていないので、その分を提出を求め、計画通りにされていない物件について事業計画変更をする事になったところです。
議長	萩迫	協議会に移ります。 本会議に返します。他にございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、18 ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された、神宮司委員の 報告をお願いいたします。
委員	神宮司	議案第91号番号7について報告いたします。調査日は、11月8日 調査員は、宮脇 勇委員・脇田委員と私神宮司です。事務局より2名同行がありました。申請人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料24から28ページの通りです。申請地の場所は、志布志市役所本庁から北北西方向に位置し、志布志消防署方向から進みコンビニローソン前の交差点を右折し市道をおよそ300mほど進んだ左側に位置します。今回の事業計画変更は、当初3棟計画していましたが、現在4棟完成していました。分筆をする際に土地の地形等に配慮した結果5区画に変更し中央に道路が設けられて当初計画に戻すことが出来ないのです、計画変更お願いいたしますということです。始末書が添付されています。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途地域区域からおおむね500m以内にあるため、第2種農地市街地近接農地に該当します。 土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査委員協議の結果、事業変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認める

		<p>ことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p>
会場	委員	
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、19 ページ、番号8番を審議いたします。現地を調査された、脇田 祐二委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	脇田祐二	<p>会長より依頼のありました議案第91号番号8について報告いたします。総会資料は29ページから33ページまでを参考してください。調査日は、11月8日 調査員は、宮脇 勇委員・神宮司委員と私脇田 祐二です。事務局より2名同行しております。申請人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の詳細は、議案書に記載されている通りです。場所は、市道昭和・弓場ケ尾線にある農地所有適格法人さかうえの事務所から特別養護老人ホーム賀寿園側へ向かい、およそ300m先の道路沿い右側にあります。計画当初は、10棟10区画の建売を建設する予定でしたが、分筆する際に土地の形状を配慮した結果11棟と11区画に変更になったもので、全体の面積に変更はありませんが、事後報告ということで始末書を提出しております。それと既に4棟が完成しておりましたが東側の農地の畑との境界の擁壁が未だ完成しておらず防草シート等で応急処置されておりましたので、擁壁等が完了してから販売していただくように指導いたしました。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われる。</p> <p>以上のことより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないと の意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
委員	井久保	<p>この申請地の隣に小面積の畑があるのですがこの取り扱いどうなるのですか。</p>
農地係長	圖師	<p>この残地につきましては、0.32㎡あります。これについては現況が宅地になっており、地目の変更漏れと思われるので、地目変更を申請者に指導します。</p>
議長	萩迫	<p>他にご意見はございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、20 ページ、番号 9 番を審議いたします。現地を調査された、神宮司委員の 報告をお願いいたします。
委員	神宮司	議案第 91 号番号 9 について報告いたします。調査日は、11 月 8 日 調査員は、宮脇 勇委員・脇田委員と私神宮司です。事務局より 2 名の同行がありました。申請人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の 34 ページから 38 ページの通りです。場所は、市道昭和・弓場ケ尾線にある農地所有適格法人さかうえの事務所から南南東へ 300m 進んだところに位置します。今回の事業計画変更は、当初計画東側 3 棟と西側は 4 棟で 7 棟の計画でした。現在 4 棟が完成していました。分筆をする際に土地の形状に配慮した結果、8 区画に分筆し既に 4 棟と 4 区画が完成しているため現在の状況では、当初の計画に戻すことができないので計画変更となりました。始末書が添付されています。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。
		以上のことより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないと の意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、21 ページ、番号 10 番を審議いたします。現地を調査された、脇田 祐二委員の 報告をお願いいたします。
委員	脇田祐二	会長より依頼のありました議案第 91 号番号 10 について報告いたします。

		<p>総会資料は 39 ページから 43 ページになります。調査日は、11 月 8 日 調査員は、宮脇 勇委員・神宮司委員と私脇田 祐二です。事務局より 2 名同行しております。申請人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の詳細は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所は、市道昭和・弓場ケ尾線にある農地所有適格法人さかうえの事務所から南南東へ 230m 進んだところに位置します。今回の事業計画変更は、当初計画は 6 棟と 6 区画で建売住宅する計画でした。分筆をする際に土地の形状に配慮した結果、7 棟と 7 区画に変更になったもので、全体の面積に変更はありませんが、事後報告ということで始末書を提出しております。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われ</p> <p>ます。</p> <p>以上のことより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
委員	隈元	今回、あまりにも計画変更が多いので、今後造成する際に分かると思うんですけども、その時点で報告をさせるとか。何らかの手続きさせることはできないものですかね。
議長	萩迫	答弁準備のため、しばらく休会致します再開します。
農地係長	圖師	隈元委員の質問に回答いたします。転用は、原則 1 年以内に行うという事になっておりますので、その一年経った時点でしっかりその都度完了報告を出していただいて、その時点でしっかり確認をして、もし違うようであれば指導を行うというような流れを作りたいと思っております。
議長	萩迫	他に意見はございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、22 ページ、番号 11 番を審議いたします。現地を調査された、宮脇 勇委員の 報告をお願いいたします。
委員	宮脇 勇	<p>それでは議案第 91 号番号 11 について報告いたします。調査日は、11 月 8 日 調査員は、神宮司委員・脇田委員と宮脇です。総会資料は 44 ページから 48 ページになります。申請人は、代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・状況等については、それぞれ議案書及び総会資料に記載されている通りです。場所は、国道 220 号線を志布志から鹿屋方向へ進みコスモス薬品店及びほりぐち店入り口手前の交差点を右折し、市道およそ 500m 進み右折し 200m 行き、また右折し 120 m 行ったところの左手です。近くに保育園があります。今回の事業計画変更は、当初 3 区画の予定でしたが、場所が保育園の近くでバスや園児の安全を考慮し 2 区画となったところです。もう 2 区画とも完成してます。3 区画を 2 区画にして道路側の方に駐車場が作ってありました。始末書が添付してあります。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、事業変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 12 番を審議いたします。同じく、現地を調査された、宮脇 勇委員の 報告をお願いいたします。
委員	宮脇 勇	<p>それでは、議案第 91 号番号 12 について報告いたします。調査日は、11 月 8 日 調査員は、神宮司委員・脇田委員と宮脇です。総会資料は 49 ページから 52 ページです。申請人は、株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・状況等については、それぞれ議案書及び総会資料に記載されている通りです。場所は、町原・弓</p>

		<p>場ヶ尾線沿いにあるファミリーマートの前から港方向へおよそ 1.3 kmほど進んだところの左手にあります。今回の事業計画の変更は、当初2区画の建売住宅の予定でしたが、申請地の一部を隣接地の所有者に売却してしまったため、面積が少なくなり残りの土地にアパートを建設したものです。これも始末書がついております。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途区域内の農地からおおむね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、事業変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号13番を審議いたします。同じく、現地を調査された、宮脇 勇委員の 報告をお願いいたします。
委員	宮脇 勇	<p>それでは、議案第91号番号13について報告いたします。調査日は、11月8日 調査員は、神宮司委員・脇田委員と宮脇です。総会資料は53ページから57ページです。申請人は、志布志町安楽〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・状況等については、それぞれ議案書及び総会資料に記載されている通りです。場所は、先ほどの番号12番の隣になります。今回の事業計画の変更は、当初465㎡で一般住宅の許可を受けましたが、工務店の役員を務めていることから計画も広い敷地が必要となり、隣接と一体的に利用してしまったところでした。これも始末書及び理由書が添付してあります。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途区域内の農地からおおむね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、事業変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第91号、農地転用事業計画変更申請の承認については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
委員	宮脇 勇	次に日程第8、議案第92号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、24 ページ、番号73番を審議いたします。現地を調査された宮脇 勇委員の報告をお願いします。
		議案第92号番号73について報告いたします。調査日は、11月8日 調査員は、神宮司委員・脇田委員と私宮脇です。事務局より2名同行でした。譲渡人は、沖縄県うるま市みどり町〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・状況等については、それぞれ議案書及び総会資料に記載されている通りです。場所は、議案91号番号13と同じです。転用目的は一般住宅です。排水は、合併浄化槽により前面道路の側溝に流すとのことです。この申請は議案91号番号13の関連申請です。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途区域内の農地からおおむね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。
		以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号74番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いします。
委員	中之内	それでは、会長より依頼のありました議案第92号番号74について報告



いたします。資料は、58 ページから 60 ページでございます。調査日は、11 月 8 日 調査員は、吉野委員・安樂委員と私中之内と事務局より 1 名でした。譲渡人は、東京都豊島区池袋本町〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんご本人と行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等は、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所ですが、ケーキハウスカネヤマから市道町原・弓場ケ尾線を志布志港方面に 350m 進み左折し里道 10m 進んだ左手になります。転用目的は、商業サービスでコインランドリーとなっております。転用の理由ですが、幹線道路沿いで利用しやすく、周辺にはアパートマンションが多く需要が見込まれることや事業の多角化により経営の安定化を図るものでございます。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。

以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 萩迫  
会場 委員

はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。  
(会場 なし)

議長 萩迫

ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場 委員  
議長 萩迫

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。次に、25-ジ、番号 75 番を審議いたします。現地を調査された安樂委員の報告をお願いします。

委員 安樂

議案第 92 号番号 75 について報告いたします。調査日は、11 月 8 日 調査員は、吉野委員・中之内委員と私です。事務局より 1 名同行がありました。譲渡人は、霧島市隼人町小田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと〇〇さんです。立会人は、〇〇総合事務所の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等は、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。総会資料は、61 ページから 63 ページです。場所は、市道案楽線沿いにある安良集落の馬場園バス停から安樂小学校方面に 90m 進み右折、さらに 130m 進んだ左手に位置します。転用目的は、一般住宅です。現在は借家に居住しており申請地に自己の住宅を建築するものです。排水は、左側の公衆道路脇の側溝に流すとの事で

		<p>す。その他と致しまして、30 cm程の盛土を行い、畑側にはブロックを積み土砂の流出がないようにするとのことでした。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 76 番を審議いたします。番号 76 番は、令和元年 7 月総会の議案第 57 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 27 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、26 ページ、番号 77 番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いします。
委員	吉野	<p>議案第 92 号番号 77 について報告いたします。調査日は、11 月 8 日 調査員は、安楽委員・中之内委員と私吉野で事務局より 1 名同行がありました。申請人は、株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。大崎町神領にお住まいでございます。申請地の場所ですが、田尾橋の西側の堤防を南へ 80 m 下ってそこから農道を西側へ 150m 進んだ左手の水田になります。南側隣接には高速道路が通っているところでございます。砂利採取による修正でございます。ここは、農用地内農地でございますが、一時転用ということで申請されております。周りは全て田んぼの中でございます。東側と西側が田んぼ・北側と東側が公衆道路になっております。始末書が添付されておりますけれども、砂利採取の作業所がここに置かれており、周りも杭が打たれて鉄条網</p>

		<p>が張られて準備がされておったところでございます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、一時転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第92号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第93号、非農地証明願の承認についてを議題とします。それでは、28ページ、番号23番を審議いたします。現地を調査された、脇田 祐二委員の説明をお願いします。
委員	脇田祐二	<p>議案93号、番号23番について報告します。総会資料は68ページから70ページです。調査日は11月8日 調査委員は、宮脇 勇委員・神宮司委員と私脇田です。事務局より2名の同行がありました。申請人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在等は、それぞれ議案書及び総会資料をご覧ください。場所は、志布志市役所本庁から志布志市文化会館前の市道大黒・吹上線を進み市道昭和・弓場ケ尾線と交わる交差点を西側方向へおよそ450m進んだところにあります。現在、宅地化しております。立会人から聞き取った状況は、昭和52年に申請地の隣の1517番の2番に住宅を建設され、昭和55年に今度申請してある土地に車庫を建設し、昭和60年に車庫と母屋を同時に増築されたみたいです。当時の手続きに関しましては、平成3年に亡くなられたご主人が全て一人でされており、その手続きの一切の情報を家族と共有されておらず、家族の方ではそういう手続きはどうなっているかほとんど知られないまま現在まで至ってみたいと思います。今回このことが分かって〇〇さんの方で近くの住宅を建設されている方と情報交換された時にいろんな手続きが必要だということで自分の歳も考えられて相続等の関係を考えてところちゃんと手続きしておかないと後に面倒なことになるということで今回の申請に至ったみたいです。</p>

		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようございませので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めませ。よって、日程第9、議案第93号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p>
		<p>次に、日程第10、議案第94号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めませ。</p>
農地係長	佐々木	<p>それでは、議案第94号非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げませ。議案書は、30ページございませ。非農地証明につきませは、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものでせ。</p>
		<p>議案書の番号22の願出人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。土地は、議案書に記載のとおりございませ。場所については、志布志市役所有明支所から西北西方向に位置し、有明支所から、有明総合体育館前の市道を、有明大橋方向に向かい、中野橋を過ぎ、南側の蓬原中野集落方向へ進み、中野公民館側から、南東へおよそ1kmのところに位置する土地ございませ。現在原野化してありませ。</p>
		<p>現地調査は、3名で行うこととなっておりませので、番号22につきまして、上野委員、立迫委員、田尾委員でご提案いたしましませ。</p>
		<p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたしましませ。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございませましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようございませので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>

議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって日程第 10、議案第 94 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 95 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	中水	<p>議案第 95 号 農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書 32 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和 3 年 11 月 30 日で、畑が 6,267 m<sup>2</sup>となっております。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者それぞれ 1 人で、売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書 33 ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これより審議にはいります。まずは、33 ページ、番号 35 番と、32 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権及び転貸について事務局の説明を求めます。</p>
主任主査	桑水	<p>議案第 95 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、34 ページから 54 ページとなっております。まずは、議案書 34 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 3 年 11 月 30 日で、始期は令和 3 年 12 月 1 日となります。設定期間が、3 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 41,361 m<sup>2</sup>、畑が 49,064 m<sup>2</sup>、樹園地が 18,513 m<sup>2</sup>で、合計しますと 108,938 m<sup>2</sup>となり、うち更新分は 20,598 m<sup>2</sup>となっております。利用権の設定をする者の数が 31 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 13 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 18 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、</p>

		<p>35 ページから 48 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 49 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 3 年 11 月 30 日で、始期が令和 3 年 12 月 1 日となります。設定期間は、3 年から 10 年です。地目別の内訳は、田が 34,148 m<sup>2</sup>、畑が 1,938 m<sup>2</sup>で、合計しますと 45,086 m<sup>2</sup>となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 7 名であります。詳細につきましては、50 ページから 54 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 95 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、35 ページ、番号 1 番から 48 ページ、番号 32 番までと、34 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。50 ページ、番号 1 番から 54 ページ、番号 12 番と 49 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 95 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 12、議案第 96 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	中水	<p>議案第 96 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。議案書 56 ページをお開きください。</p>

番号 26 の申出者は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇  
さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、  
地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しくださ  
い。あっせん委員につきましては、山下 昭一委員、池袋委員の指名をご提  
案いたします。

次に、番号 27 の申出者は、曾於市大隅町月野〇〇番地にお住まいの〇〇  
さんですが、息子で鹿児島市にお住まいの〇〇さんを代理人とした、売買の  
申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につつま  
しては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委  
員につきましては、山下 昭一委員、池袋委員の指名をご提案いたします。

次に、番号 28 の申出者は、鹿児島市平河町〇〇番地〇にお住まいで、番  
号 27 の代理人でもあるの〇〇さんで、売買の申出となっております。

あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のと  
おりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、山  
下 昭一委員、池袋委員の指名をご提案いたします。

議長 萩迫

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご  
意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長 萩迫

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定するこ  
とにご異議ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。よって、日程第 12、議案第 96 号、農業経営基盤強  
化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いた  
しました。

以上で、全日程を終了いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。

ご苦労様でした。